



418

福薬 第397号

平成25年5月7日

(社) 沖縄県医師会長 殿

沖縄県福祉保健部
長印

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4
に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

みだしのことについて、平成25年4月30日付け薬食発0430第2号により厚生労働省医薬食品局長から別添写しのとおり通知がありますので、貴会員等へ周知方お願いします。

薬務疾病対策課 薬務班
担当 中村、松田
TEL 098-866-2215
FAX 098-866-2241

写

薬食発0430第2号
平成25年4月30日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第64号)が別添のとおり平成25年4月30日に公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる27物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ① N—(1—アダマンチル) —1—(5—フルオロペンチル) —1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ② N—(1—アダマンチル) —1—(5—フルオロペンチル) —1 H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ③ 1—アダマンチル (1—ペンチル—1 H—インドール—3—イル) メタノン及びその塩類
- ④ 1—アダマンチル {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル] —1 H—インドール—3—イル} メタノン及びその塩類
- ⑤ N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(4—フルオロベンジル) —1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑥ N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1 H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑦ N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル) —1—ペンチル—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑧ 2—(エチルアミノ) —1—フェニルブタン—1—オン及びその塩類
- ⑨ キノリン—8—イル=1—ペンチル (1 H—インドール) —3—カルボキシラート及びその塩類
- ⑩ N, N—ジエチル—4—ヒドロキシトリプタミン及びその塩類
- ⑪ 1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン及びその塩類
- ⑫ 2—(ジフェニルメチル) ピロリジン及びその塩類
- ⑬ 2—(ジメチルアミノ) —1—(4—メチルフェニル) ブタン—1—オン及びその塩類
- ⑭ 2—(ジメチルアミノ) —1—(3, 4—メチレンジオキシフェニル) プロパン—1—オン及びその塩類
- ⑮ ナフタレン—1—イル (1—ペンチル—1 H—ピロール—3—イル) メタノン及びその塩類
- ⑯ 2—(ピロリジン—1—イル) —1—(チオフェン—2—イル) ペンタン—1—オン及びその塩類
- ⑰ 1—フェニル—2—(ピロリジン—1—イル) ブタン—1—オン及び

その塩類

- ⑯ [5—(2—フルオロフェニル)—1—ペンチル—1H—ピロール—3—イル] (ナフタレン—1—イル) メタノン及びその塩類
- ⑰ [1—(5—フルオロペンチル)—1H—インドール—3—イル] (ピリジン—3—イル) メタノン及びその塩類
- ⑱ 1—(4—ブロモフェニル)—2—(メチルアミノ) プロパン—1—オン及びその塩類
- ⑲ 2—メチルアミノ—1—(チオフェン—2—イル) プロパン及びその塩類
- ⑳ 2—(メチルアミノ)—1—フェニルペンタン—1—オン及びその塩類
- ㉑ 2—(メチルアミノ)—1—(4—メチルフェニル) ブタン—1—オン及びその塩類
- ㉒ 2—(メチルアミノ)—1—(3, 4—メチレンジオキシフェニル) ペンタシ—1—オン及びその塩類
- ㉓ 5, 6—メチレンジオキシインダン—2—アミン及びその塩類
- ㉔ 1—(4—メトキシフェニル)—2—(ジメチルアミノ) プロパン—1—オン及びその塩類
- ㉕ (2—ヨード—5—ニトロフェニル) {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1H—インドール—3—イル} メタノン及びその塩類

※上記27物質のうち、⑯及び㉕の2物質は、海外で流通が確認されているが国内での流通は確認されていない物質である。

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいづれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1)から(4)までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあっては、右欄に掲げる用途

1—(2, 3—ジクロロフェニル)ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
2—(ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ナフタレンー1—イル(1—ペンチル—1H—ピロール—3—イル)メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
(2—ヨード—5—ニトロフェニル){1—[(1—メチルピペリジン—2—イル)メチル]—1H—インドール—3—イル}メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

(6) (1)から(5)までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に

に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年4月30日）から起算して30日を経過した日
(平成25年5月30日) から施行すること。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

三 次

〔省令〕

- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働六四)

〔告示〕

- 施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件の一部を改正する件(総務二〇一)

〔電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二〇一)

- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二〇一)

- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二〇一)

〔告示〕

- 租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件(同二〇四)

八 六

- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二〇五)
- 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件(法務一六五)
- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同二〇六)
- 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同二〇七)
- 肥料の登録を失効した件(農林水産一四三六)

- 平成二十五年度小学校教員資格認定試験を実施する件(同七三)
- 平成二十五年度特別支援学校教員資格認定試験を実施する件(同七四)
- 輸入業者の住所の変更に係る届出があつた件(同一四三七)
- 肥料の登録を失効した件(同一四三八)

八 八

- 平成二十五年度小学校教員資格認定試験を実施する件(同七三)
- 平成二十五年度特別支援学校教員資格認定試験を実施する件(同七四)
- 輸入業者の住所の変更に係る届出があつた件(同一四三七)
- 肥料の登録を失効した件(農林水産一四三六)

九 九

- 平成二十五年二月分(財務省)
- 肥料の登録を失効した件(農林水産一四三六)

一〇 一〇

- 平成二十五年二月分(財務省)
- 肥料の登録を失効した件(農林水産一四三六)

一一 一一

- 平成二十五年二月分(財務省)
- 肥料の登録を失効した件(農林水産一四三六)

一二 一二

一三 一三

一四 一四

一五 一五

一六 一六

一七 一七

一八 一八

一九 一九

二〇 二〇

二一 二一

二二 二二

二三 二三

二四 二四

二五 二五

二六 二六

二七 二七

二八 二八

二九 二九

三〇 三〇

三一 三一

三二 三二

三三 三三

三四 三四

<div data-bbox="86 3625 1

省
令

○厚生労働省令第六十四号

薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第一条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第一条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

厚生労働大臣 田村 勲久

定める省令の一部を改正する省令

薬事法第一条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第一百九号とし、第七十八号から第八十一号までを二十七号ずつ繰り下げ、第

七十七号を第一百三号とし、同号の次に次の二号を加える。

八百四 (一)ヨード-五ニトロフェニル (一)(一メチルビペリジン-1-イル) メチル

(H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

第一条规定第七十六号を第二百一号とし、第六十七号から第七十五号までを二十六号ずつ繰り下げ、第

六十六号を第九十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十一 (一)(四-メトキシフェニル) (一)(ジメチルアミノ) プロパン-1-オノン及びその塩類

第一条中第五十四号を第二百五十号とし、第六十一号から第六十四号までを二十五号ずつ繰り下げ、第

六十号を第八十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十五 (一)(メチレンジオキシインダン-1-アミン) 及びその塩類

第一条中第五十九号を第八十三号とし、第五十六号から第五十八号までを二十四号ずつ繰り下げ、第

七十九 (一)(メチルアミノ) (一)(三-四-メチレンジオキシフェニル) ベンタン-1-オノン

及びその塩類

第一条中第五十四号を第二百五十号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十六 (一)(メチルアミノ) (一)(フエニルベンタン-1-オノン) 及びその塩類

七十七 (一)(メチルアミノ) (一)(四-メチルフェニル) ブタン-1-オノン及びその塩類

第一条中第五十三号を第二百三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十四 (一)(メチルアミノ) (一)(チオフェン-1-イル) プロパン及びその塩類

第一条中第五十二号を第二百三十二号とし、第五十一号を第二百三十一号とし、

四十九号を第六十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十九 (一)(四-ブロモフェニル) (一)(メチルアミノ) プロパン-1-オノン及びその塩類

第一条中第四十八号を第六十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十七 (一)(五-フルオロベンチル) (H-インドール-3-イル) (ヒリジン-1-イル)

メタノン及びその塩類

第一条中第四十七号を第六十五号とし、第四十四号から第四十六号までを十八号ずつ繰り下げ、第

四十三号を第六十号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十一 (五- (一)フルオロフェニル) (一)(H-インドール-3-イル) ベンチル- H-ビロール-3-イル (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

第一条中第四十二号を第五十九号とし、第四十一号を第五十七号とし、同号の次に次の二号を加え

る。

五十八 (一)フェニル- (ヒロリジン-1-イル) アタン-1-オノン及びその塩類

第一条中第四十号を第五十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十六 (一)(ビロリジン-1-イル) (一)(チオフェン-1-イル) ベンタン-1-オノン及び

その塩類

第一条中第三十九号を第五十四号とし、第三十八号を第五十二号とし、同号の次に次の二号を加え
る。

五十三 ナフタレン-1-イル (一)ベンチル- H-ビロール-3-イル) メタノン及びその塩類

第一条中第三十七号を第五十一号とし、第三十三号から第三十六号までを十四号ずつ繰り下げ、第

四十五 (一)(ジメチルアミノ) (一)(四-メチルフェニル) ブタン-1-オノン及びその塩類

第一条中第三十一号を第四十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十三 (一)(ジフェニルメチル) ヒロリジン及びその塩類

第一条中第三十号を第四十号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十一 (一)(三-ジクロロフェニル) ピベラシン及びその塩類

第一条中第二十九号を第三十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十九 N-N-ジエチル-4-ヒドロキシトリプロタミン及びその塩類

第一条中第二十八号を第三十七号とし、第二十四号から第二十七号までを九号ずつ繰り下げ、第二

十三号を第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十一 キノリン-8-イル (一)ベンチル (H-インドール) -3-カルボキシラート及びその塩類

第一条中第二十二号を第三十号とし、第二十六号から第二十一号までを八号ずつ繰り下げ、第二十五号

を第二十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

「十三」 (一)(エチルアミノ) (一)(フエニルブタン-1-オノン) 及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十二号とし、第二十一号から第二十二号までを七号ずつ繰り下げ、第十号を第

十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 N- (一)アミノ-3-メチル- (一)オキソブタン-1-イル) (一)ベンチル- H-イ

ンダゾイル-3-カルボキサミド及びその塩類

第一条中第九号を第二十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三 (一)アダマンチル (一)(一)メチルビペリジン-1-イル) メチル (一)H-インドール-

3-イル) メタノン及びその塩類

十四条 (一)(アミノ-3-ジメチル- (一)オキソブタン-1-イル) (一) (四-フルオ

ロベンジル) (一)H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

十五 N- (一)アミノ-3-ジメチル- (一)オキソブタン-1-イル) (一)ベンチル-

H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

第一条中第八号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 (一)アダマンチル (一)ベンチル- (H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

第一条中第七号の次に次の二号を加える。

八 N- (一)アダマンチル) (一)(五-フルオロベンチル) (一)H-インダゾール-3-カル

ボキサミド及びその塩類

九 N- (一)アダマンチル) (一)(五-フルオロベンチル) (一)H-インドール-3-カルボ

キサミド及びその塩類

第一条中第五号の表中インダン-1-アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次の二号を加える。

一 (一)ジグロロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物

元素又は化合物に化学反応を起させる用途

第一条第五号の表中ジフェニル(ビロリジン-1-イル)メタノール、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。
〔二〕エチルトリニトロベンゼン、そり
〔三〕^{〔四〕}又は^{〔五〕}ヒドロキシ化水素又を有する用意する。

塩類及びこれらを含有する物
ナフタレンー、イルベーベンチル、
H-ビロール、三メチル、その塩
類及びこれらを含有する物
第一項の表中、(一)、(四)、(一)、(二)、(五)、(一)、ジメチキシフエニル、プロパンー、アミン、そ
の塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。
ヨウヒニレニ、
学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一
号に掲げる者における場合を除き、人
の身体に使用する場合以外の場合に限る)、
第二項第五号の表中、(一)、(四)、(一)、(二)、(五)、(一)、ジメチキシフエニル、プロパンー、アミン、そ
の塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。
ヨウヒニレニ、
学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一

この命令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
附則
ノルマニヨウトドクヒツノリハ、
メチルペーリジン、
イソイソカルボン酸、
その塩類及ぶこれらを含有する物、
メタノチ。

○総務省告示第一百二十九号（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第三条第一項の規定に基づき、施設整備事業を推進するための基本的な指針（平成十三年総務省告示第四百号）の一部を次のように変更し、施行する。たゞ、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十五年四月三十日

総務大臣臨時代理
國務大臣 稲田 明美

○総務省告示第一百〇二号(平成二十一年三月三十日)第十二条第一項に規定する東京圏をいう。(以下同じ。)以外の地域における当該電気通信事業者による電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託契約を受けて当該電子計算機の保守若しくは管理を行つる事業のための施設(以下「特定情報通信用事業施設」という。)に設置されるものに限る。)のうち、東京圏における特定情報通信用事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ災害、事故その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業の用に供するもの(以下「特定情報通信用事業施設に設置されるもの」という。)のうち、(x)に掲げる電気通信設備を設置する計画と同一の計画とする手続その他必要な事項を定める件)の一部を次のようにより改正する。

(x) 平成二十一年三月三十日

基づき特定情報通信用事業施設に設置されるもの

ルーター又はスイッチのうち、(x)に掲げる電気通信設備を設置する計画と同一の計画とする手続その他必要な事項を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十五年四月三十日

を次のように改める。
実施計画の認定の申請
実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類（②から
までに掲げる書類については、基本指針2-(1)又は掲げる電気通信設備を整備する場合に
ある。）を添えて提出するものとする。

様式第八号の実施計画書

当該電気通信事業者の施設による分類
当該電気通信設備を設置する自己的電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提
出を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を
う事業のための施設（以下「特定情報通信事業施設」という。）の所在地が確認できる書類